

学校法人滋賀学園 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人滋賀学園（以下「法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退職金（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員として、別途、給与等の支給を受けているものには、支給しない。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員に対しては、報酬を支給する。
- (3) 評議員に対しては、手当を支給する。

2 理事長が必要と認めた場合は、常勤役員に扶養手当、通勤手当を、法人の支給基準に準じて支給することがある。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員の手当の額は別表第3に定める額とする。
- 4 常勤役員の賞与の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給するものとする。
- (2) 賞与は、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）に、在職する常勤役員に、基準日から起算して、15日を超えない範囲で、理事長が定める日に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、毎年4月及び10月に支給する。
- 3 評議員に対する手当は、評議員会への出席などの都度、直接本人に支給する。ただし、会議時間及び形態等によって、変更することができる。
- 4 法令の定める掛金等については、これを控除して支給する。

(退職金の支給)

第6条 常勤役員の退職金は、法令によるもの及びその他の控除すべきものを控除した残額を、直接本人に、また、本人の死亡の場合にはその遺族に支給する。

- 2 退職金は、退職日後30日以内に支給する。

(退職金の額の算定方法)

第7条 常勤役員の退職金の額は、在職1月について、退職の日のその者の報酬月額に、100分の30以内を乗じて得た金額とする。ただし、理事長に関しては、理事会で別に定める。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第6条に規定する遺族の範囲及び順位は、学校法人 滋賀学園 教職員退職金規程の定めるところによる。

(在職期間の計算)

第9条 在職期間の月数の計算は、任命の日から起算して、暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(再任等の場合の取り扱い)

第10条 役員が、任期満了の日、または、その翌日に再び同一の役職の役員に任命された場合、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとして取り扱う。

2 役員が、任期満了の日以前、または、その翌日に役職を異にする役員に任命された場合、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の前日に退職したものとして取り扱う。

(費用)

第11条 役員等には、別に定めるこの法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第12条 この規程が定める退職金計算の結果生じた100円未満の端数は、100円に切り上げるものとする。

(報酬等の計算)

第13条 新たに常勤役員、非常勤役員に就任した者には、その月から報酬等を支給する。

2 常勤役員、非常勤役員が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬等を支給する。

(公表)

第14条 法人は、この規程を法人のホームページで公表する。

(事務の所掌)

第15条 この規程に関する事務は、法人本部事務局が行う。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員の意見を聴いたうえで、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「学校法人滋賀学園役員報酬規程」及び「学校法人滋賀学園役員退職金規程」は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年9月26日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬 (単位:円)

--	--

理事長	月額	1号俸600,000
		2号俸650,000
		3号俸700,000
		4号俸750,000
		5号俸800,000

在任1期につき、1号俸昇給とする。在任6期以降は昇給はない。

別表第2 非常勤役員の報酬 (単位:円)

非常勤役員	月額	50,000
-------	----	--------

別表第3 評議員の手当 (単位:円)

評議員会への出席	日額	10,000
----------	----	--------

別表第4 常勤役員の賞与 (単位:円)

夏期賞与	報酬月額×1.0か月分
冬期賞与	報酬月額×1.0か月分